

2024年度 公益財団法人トトロのふるさと基金事業計画

公益財団法人トトロのふるさと基金は、狭山丘陵の土地や文化財をナショナル・トラストの手法により取得する活動をメインの事業としつつ、定款第4条及び第5条に定める以下の事業を推進し、狭山丘陵における自然環境の保護及び整備の推進に寄与する。そのために、公益財団法人トトロのふるさと基金長期構想2021-2030「都市のコモンズを育む；ナショナル・トラスト運動の新しい地平へ発足当初の想いを受け継ぐ人を育て、受け渡す」（2021年）の着実な実現をめざす。

1 公益目的事業

1) 土地や文化財の取得事業

新たなトラスト地の取得を目指して情報の収集活動に取り組み、土地等取得検討委員会の意見を踏まえながら、狭山丘陵の里山保全にとって効果的な土地又は文化財を取得する。また、公益財団法人としての税制上のメリットを広く伝えて寄付の拡大を図る。

2) 里山管理事業

狭山丘陵の里山を良好に保全するために、丘陵各地で進められている雑木林の管理や循環型農法などの取り組みとの連携を図りつつ、雑木林や農地の保全管理の取り組みを進める。

土地等取得事業によって取得した「トトロの森」の管理方針を検討するとともに、良好な里山としての適切な管理を進める。特に新規取得トラスト地の管理活動を重点的に取り組む。

トトロの森の管理作業は、ボランティア組織「トトロの森で何かし隊」及び協力団体の活動によって行われているが、拡大したトラスト地の作業需要に対応するために、「何かし隊」の活動の充実を図るほか、「何かし隊」登録者向けに各協力団体の活動に参加する機会を設けて各団体への加入を促す、新たな協力団体の確保に向けた取り組みを進める。また、トラスト地管理チームが、何かし隊や協力団体の補完的な作業及びチェーンソーを必要とする作業を行う。教育機関やトラスト地の周辺の住民等と連携した管理活動を通じて、トラスト地の周知と有効活用を図る。

ボランティア活動の充実に向けて、何かし隊へのボランティア登録時に説明会を開催し、基金活動への理解を深める。また、安全管理や里山管理技術や生き物・自然環境に関する研修会を開催する。更に、200名を超える規模となった何かし隊メンバーの交流などを目的とした企画を開催する。

また、トトロの森の樹木が大きくなりすぎたことに伴い生じつつある倒木の危険性、隣接する住宅等からの苦情、近年丘陵で拡大しつつあるナラ枯れ被害及び生物生息環境の悪化に対応するため、計画的に萌芽更新を進めるほか、該当する箇所の樹木については伐採や剪定等の必要な対策を実施する。

そのほか、トラスト地の様々な情報をトトロの森データベースに蓄積し、データの共有と有効活用を進める。

北野の谷戸では、かつての里山の風景を取り戻すべく、引き続き復田した水田での水苗代による育苗、無農薬、無化学肥料、冬期湛水での稲作に取り組む。また、開墾した畑地での無農薬、無化学肥料で畑作を行うほか、里山部会と連携してトト

口の森7号地・11号地・16号地・32号地の管理作業に取り組む。稲作や畑作に当たっては、16号地で作った落ち葉堆肥の利用を試みる。

ボランティアグループ「北野の谷戸の芽会」は、地元との連携強化のため回覧板による活動の周知などを行う。また、他の部会と協力して生物調査や水質調査などに取り組む。谷戸一帯が所沢市により里山保全地域に指定されたことを受けて、市との適切な役割分担により保全計画の実現を図る。

葛籠入では、管理方針を策定したうえで湿地保全活動に取り組むほか、葛籠入湿地水源地の保全管理計画に基づきアカマツ林再生等を進める。

クロスケの家は、基金のあらゆる活動にとって重要な拠点施設である。「クロスケの家マスタープラン」に基づき、狭山丘陵の自然と文化を広く後世に継承していくための活動の拠点として積極的に活用していく。

一般公開について、人数制限のために事前予約制と一人あたり500円の入場料を設定する。また、館内展示・セルフガイド・有料の特別開館プログラム等を活用して、来館者にクロスケの家の価値・基金の活動等がより伝わるよう取り組む。

登録有形文化財（建造物）登録の趣旨を尊重し、文化財価値の適切な保存に努める。

3) 普及啓発事業

基金活動の周知を図り、支援者の獲得と会員サービスの充実を図る。

会報「トトロの森から」を発行し、寄付者・会員向けに適時・適切な情報を提供する。また、組織内の情報共有を目的とした通信として「クロスケの家だより」を発行する。

ホームページはより見やすくわかりやすい情報発信に向け随時確認、修正をおこなう。また、インスタグラムやFacebookを活用した情報発信を行う。

クロスケの家での展示解説の拡充ほかトトロの森ガイドツアーなどを実施し、狭山丘陵の自然環境やナショナル・トラスト活動を基軸とした基金活動の周知を図る。会員・寄付の拡大に向けての課題の整理と対策の検討を行う。

4) 環境教育事業

クロスケの家を活用した環境教育に取り組み、三ヶ島昔話を開催するほか、七夕や十五夜などの年中行事の再現、懐かしのおやつ作りなどに取り組み、地域の伝統文化や里山文化を学び伝える機会を設ける。

狭山丘陵の動植物、地誌、民俗などを集約した狭山丘陵の自然・歴史に関する資料集作成のためのデータの集積に努める。また、バリアフリープロジェクトに関する行事を実施する。

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターでは、埼玉県と締結した協定書に基づき、指定管理者として施設の目的を達成するよう適切な運営に努める。

5) 調査・情報収集事業

トラスト地の取得に合わせて、トラスト地の生物調査を実施し、管理方針の提言を行う。取得し年月が経過したトラスト地では、管理方針がその地に合致しているかどうかの確認調査を行う。また、トラスト地が自然共生サイトに認定されたのを受け、希少種のモニタリング調査を行う。トラスト地以外では、北野の谷戸及び砂

川上流域、トトロの森・葛籠入湿地水源地などの生物調査を行う。また、近年減少著しい狭山丘陵における湿地の状況調査や各地で報告されているナラ枯れの状況調査を対策の観点から実施する。

トラスト地内外での調査により得られた希少種等のデータは、収集、整理、集積を図り、情報の共有化を進める。また、これらの調査結果は調査報告書として取りまとめ発表し、成果から導き出される提言は、必要に応じて関係機関に提出する。

他にも植栽が必要なトラスト地に関しては、樹林地再生のための樹林育成計画の作成・検討を行う。また、環境教育を目的としたトラスト地利用については、調査データを元に管理・利用方法等の検討・提言を行う。

狭山丘陵の里山保全にとって有益な他の地域や組織などの取り組みとの連携を深めるとともに、開発等の動向に係る情報収集及び関係機関への働きかけを行う。さいたま緑の森博物館保全活用協議会や所沢すみどりの審議会、野山北・六道山公園管理運営協議会などに参加することにより、狭山丘陵の保全を進めるうえで重要な動向に関する情報収集に努める。

狭山丘陵内で進められようとする様々な開発計画に対しては、自然保護の観点から適切な対策を検討し、必要に応じて具体的な対応策を講ずる。

6) その他必要な事業

トラスト地の拡大や基金を取り巻く環境の変化に伴い生じている様々な課題に対処することを目的とした2021-30長期構想に基づき、「狭山丘陵保全マスタープラン」の検討に取り組むと共に30by30等の生物多様性・自然地保全の取り組みに参画・協力する。

2 収益事業

基金が実施する公益目的事業をより効果的かつ安定的に推進するために、トトロファンダグッズの物品販売事業を行い、その収益を活用する。

クロスケの家やオンラインショップでの販売を基軸にしつつ、販路拡大の途を探る。また、安定的な商品供給のため仕入れ元との調整をはかる。

2024年度
指定管理業務に係る事業計画

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター
指定管理者:公益財団法人 トトロのふるさと基金

1 基本方針

狭山丘陵いきものふれあいの里センター（以下、センター）は、狭山丘陵の自然を通して自然について学習する機会を設け、自然とのふれあいを推進し、自然保護思想の普及を図ることを目的に設置された。この設置目的をふまえ、行政の代行者としての責務を果たすとともに、創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効率的・効果的な施設管理を实践する。

2 管理執行体制

（1）基本的な考え方

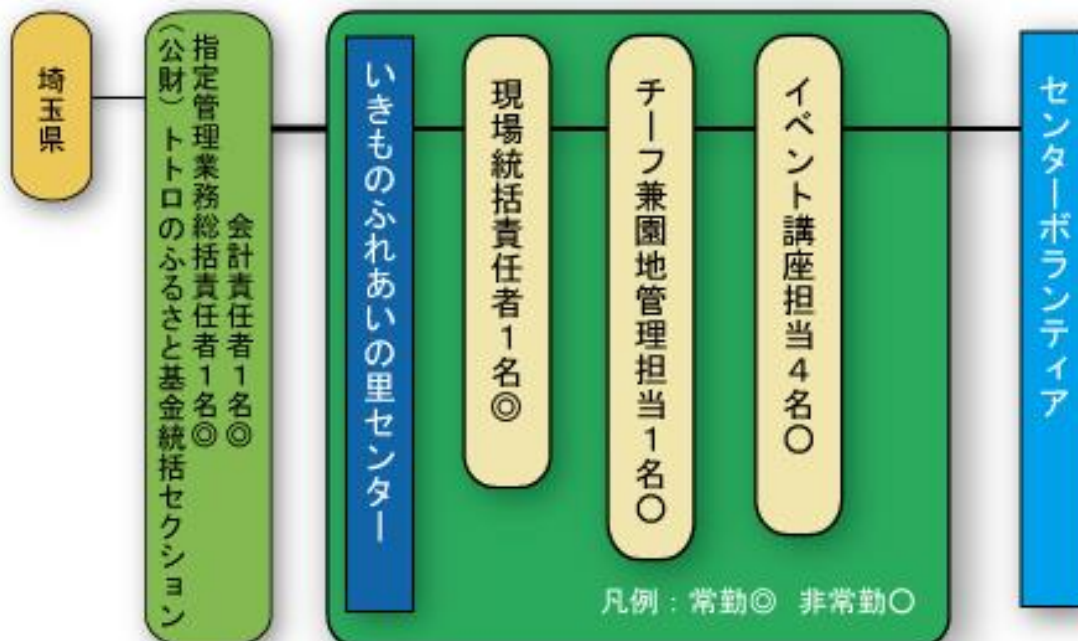
センターを円滑に管理運営するため、指揮命令系統や連絡調整機能を発展、充実を図る。緊急時には埼玉県を始め地元自治体や消防署、警察署と円滑な連絡、連携を図り適切な対応を行う。

（2）人員配置計画

埼玉県との調整など事務レベルでの本部統括の役割は、公益財団法人トトロのふるさと基金が行い、指定管理業務に関する総括責任者は事務局長が担当する。

常時、3～4人の職員を配置し、土日や祝・祭日などの行事開催が集中する日や行楽シーズンには必要に応じて増員を行い、質の高い利用者サービスや維持管理業務を実現する。必要により、センターボランティアのサポートを得て、十分な職員体制のもとで施設利用者の対応にあたる。

【2024年度 管理執行体制】



3 事業計画

(1) 自然観察会等の実施

① イベント計画一覧

イベント名	内 容	実施時期	回数
30周年記念関連企画	30周年を記念するイベントや館内展示を実施する。	5月、8月、9月、10月	4回
基礎から学ぶ植物画講座	草花を画用紙に再現することで、植物の生態への理解を深める講座を行う。	4月（2回）、5月、6月（2回）、 7月、9月、10月（2回）、 11月、12月、2月、3月	13回
植物画講座中級編	基礎から学ぶ植物講座の中級編を行う。	4月（2回）、5月、6月（2回）、 7月、9月、10月（2回）、 11月、12月、2月、3月	13回
生物多様性 狭山丘陵自然観察会	狭山丘陵への理解を深めるために、一部、外部から専門家を招いて観察会を行う。	4月、6月、7月、9月、10月、 11月、1月、2月、3月	9回
生物多様性 初めての自然観察会	小学生と保護者を対象にした入門的な観察会を行う。	7月、8月、11月、12月、 3月	5回
里山体験講座	ネイチャークラフトや昔の里山の暮らし、年中行事等の地域の文化・習俗を体験する講座を行う。	5月（2回）、6月、 1月、2月	5回
地域公共施設との連携 イベント	地域の図書館や公民館と、展示やイベントを共催して行う。	4月、6月、8月、10月、12月 2月	6回
いきふれボランティア 募集・養成講座	ボランティア募集の説明会と養成講座を連続して行う。	9月、10月、11月	3回
生物多様性 ひよこ探検隊	未就学児童とその保護者を対象にした自然観察会を行う。	10月	1回
狭山丘陵出前センター	文化祭やお祭などに出張して狭山丘陵に関する展示を行う。	10月、11月	2回
生物多様性 ガイドウォーク	申込なしで参加出来る観察会を行う。	毎月2回	随時
環境教育活動の支援	小中学校、高校、大学へ環境教育活動への協力や支援を行う。	随時	随時
企業との連携イベント	ウォーキングや観察会を行う。	随時	随時
狭山丘陵ミニトーク	団対来訪者へ、パワーポイントや動画を使って解説を行う。	随時	随時

※実施予定 61 回(狭山丘陵ミニトーク、ガイドウォーク、企業との連携イベントなどの依頼発生イベントは含まない)。

(2) 新規または重点項目について

A、開館30周年 開館記念展示

開館30周年を記念して、センター館内や周辺のお祭りなどに出張して写真等をつかった開館記念展示を実施する。

B、開館記念クイズラリー

開館30周年を記念して、センターエリア内にてクイズラリーを実施する。ノベルティーを用意することで、入館者の増加を図る。

C、開館記念スタンプ

開館30周年を記念して、年4回記念スタンプを更新しする。

D、生物多様性に重点を置いた展示

狭山丘陵の自然をより分かりやすく身近に感じられる展示を実施する。

E、感染症リスクへの対応

彩の国「新しい生活様式」安全宣言に則した施設運営に取り組む。

(3) その他のイベント

基礎から学ぶ植物画講座、植物画講座中級編、生物多様性 狭山丘陵自然観察会、生物多様性 初めての自然観察会、里山体験講座、地域公共施設との連携イベント、生物多様性 ひよこ探検隊、いきふれボランティア募集・養成講座、狭山丘陵出前センター、ガイドウォーク、企業との連携イベント、環境教育活動の支援、狭山丘陵ミニトークなどを継続して実施する。

(4) 広報活動

① 正確でわかりやすい基礎情報の発信

施設パンフレットや公式ホームページの運営、ルール、マナー掲示板、防災チラシなどを提供する。

② マスコミ等への情報提供

地域のローカルテレビ局やミニコミ誌にイベントの情報や施設の情報を提供し周知を図る。また、埼玉県や所沢市とも連携し、「彩の国だより」や所沢市報「広報ところざわ」に情報の提供を行う。

③ 広報紙「いきふれ通信」の発行

センターの活動紹介やイベント予定、自然情報を掲載した広報紙「いきふれ通信」を年4回発行し、所沢市内すべての小学校や公民館、地区の自治会、県内の関連施設に配布する。

(5)関係団体との協働

①ボランティア団体との協働

センターボランティア「いきふれ会」を始め「堅香子の会」や「ふれ炭会」とイベント活動を協働することで、地域の住民により開かれた親しみやすいボランティア活動の場を提供する。

②他の自然ふれあい施設との連携

情報発信力の強化のため、狭山丘陵の管理運営に関わる関連施設と一体となって行政や関連機関との連携を進める。

(6)運営協議会の運営

地域の有識者等を委員とする運営協議会を年2回程度開催し、センターの管理運営や事業の実施が円滑かつ適正に行われているかを審議するとともに、事業の充実を図るための助言を求める。

(7)施設の維持管理

①保守点検業務

消防設備などの各種法令に基づく必要な保守点検等は、専門業者に業務を委託し、業務実施時には職員が立ち会って確認を行う。必要な項目に関しては報告書を作成し、県及び関係官庁へ報告する。

②防災対策

非常災害時の緊急連絡網や緊急時の対応マニュアルに基づき、消火訓練や地元自治会との情報交換を行い災害や事故の防止に備える。

③園路管理

各スポットの園路等の管理については、センター職員及びボランティア組織の「いきふれ会」が定期的に巡回し、状況を把握するとともに、必要に応じた管理作業等を速やかに実施する。また、台風等の荒天後には、状況確認のため速やかに巡回を実施し、埼玉県及び関係機関へ報告するとともに、障害物の撤去等を行い、常に利用者が安心して利用できるよう適正な環境維持に努める。

④歳出の削減

エアカーテンやサーキュレーションファンを稼働させることで、効果的な空調管理に努める。また、地元行政や自治会から依頼されるナラ枯れ管理作業や園地管理業務を見直し、歳出削減に努める。

(8)その他の自主事業

①頒布物について

狭山丘陵の自然の素晴らしさを伝えるための資料、物品の頒布など、施設の利用促進並びに活性化に資する事業を実施する。

②萌芽更新完了後の追跡調査

身近なみどり保全創出事業にて所沢市が実施したセンターエリアの萌芽更新地区の植生調査を実施する。

(9)施設の利用見込み

利用者数 31,700人